

## 中古車購入でトラブル 契約直後でも解約できず

新生活が始まるこの時期、車の購入を考える方が増えるのでは。特に中古車の購入を考える方は、必見です。

中古車は商品自体が千差万別。価格も品質も一台ごとに異なって、同じ車種でも、新車とはまるで違う商品特性を持っています。また、日常の買い物とは比べものにならないくらい高額で、さらにクーリング・オフが適用されません。

▼中古車を購入し乗って帰ると 10 分後に動かなくなった。エンジンが壊れたとの説明で、3 日後に直って戻ってきたが、2 カ月もたたないうちに、また動かなくなってしまった。1 カ月保証を理由に対処してもらえない。(20 代：男性)

▼インターネットで中古車を購入し、代金も支払ったが、1 カ月たっても納車されず、事業者に問い合わせてもはぐらかされてしまい不安だ。(40 代：男性)

▼ネットオークションで中古車を購入した。走行距離は、3 万 4300 キロと表示されていたが、実は 26 万キロ以上あったことが分かった。購入時から調子が悪く、修理費用を見積もると 20 万円ほどかかると言われた。契約解除と返金を求めたが、「ノークレーム・ノーリターン」を理由に対応しない。(50 代：女性)

物を売ったり買ったりする売買契約は、正式な契約書を交わしたか否かに関わらず売り主と買い主が契約内容に合意した時点で成立します。その後は、双方とも一方的に契約を取り消すことができないのが民法上の大原則です。

特に自動車は、契約直後であっても、消費者側から一方的に解約することはできません。たとえ契約をせかされるようなことがあっても、家族と相談して決めたいなどとして、注文書や契約書を熟読・熟考するようにしましょう。もしトラブルになった場合は、最寄りの消費生活センターに相談するとともに、専門的なことは中古自動車販売協会、自動車公正取引協議会などに相談しましょう。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。電話０５８－２７７－１００３です。

（開設時間：平日８：３０～１７：００）

土曜日は電話相談（９：００～１７：００）のみ受付

消費者ホットライン １８８（いやや）

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

※ ０５７０－０６４－３７０も引き続きお使いいただけます。

H 2 8 . 3 . 2 4 岐阜新聞